

対象となる人は
申請を

弘前市森林環境推進事業費補助金



森林整備を担う人材の育成および確保と、木材利用の促進に関する取り組み等を実施する経費の一部を補助します。

▼対象事業と対象者 次の①～④のいずれかに該当する個人または団体が実施し、補助金申請年度内に完了する事業

- ① 新規雇用従事者が使用する林業機械（チェーンソー、刈払機）の購入事業…一定の要件を満たした林業経営者
- ② 鳥獣被害防止等のための緩衝施設整備事業…市内に住所を有する農業者や市内に本店等を有する農業法人または農業者等で組織する団体
- ③ DIY 体験教室などの木材および森林にふれあい親しむ森林環境学習事業…市内に住所を有する林業事業者や市内に主たる活動拠点を有する団体
- ④ 市内の小・中学校の生徒に木製品(机、椅子など)の制作体験をさせる木製品整備事業…市内の小・中学校に在籍する生徒の保護者で組織する団体

▼対象経費 ①＝林業機械購入費用／②＝賃金、講師等への旅費・賃金、事務用品費等、請負施工費、保険料、資材費用、借上料、燃料費／③＝賃金、報償費、旅費、通信運搬費、保険料、消耗品費、印刷製本費、使用料、賃借料、備品購入費／④＝木材費、加工費

▼補助金額 ①＝購入費用の3分の1（上限額5万円）／②＝対象経費の2分の1（上限額15万円）／③＝対象経費の実支出額（上限額5万円）／④＝対象経費の実支出額（上限額10万円）
※交付申請は随時受け付けし、予算額に達した時点で受け付け終了（先着順）。

制度の概要および交付申請書は農村整備課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先 農村整備課（市役所3階、☎40-7103）



あなたの力で
市民を支援

市職員採用資格試験のお知らせ



- ▼試験区分 社会人（民間企業等経験者）
- ▼第1次試験 9月11日（水）～29日（日）、全国のテストセンター
- ▼申し込み方法 インターネット（弘前市電子申請・届出システム）からの申し込み（推奨）か、人事課（市役所2階）で配布または市ホームページに掲載している受験申込書に必要事項を記入の

上、9月2日（月・必着）までに、郵送か窓口で持参で提出を。
※受験資格要件等が変わりました。詳細や試験案内は、市ホームページで確認を。

■問い合わせ・申込先 人事課人事研修係（〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1119）



高齢者補聴器購入費助成事業

65歳以上の軽度・中等度難聴者に対し、新たに補聴器本体を購入する費用の一部を助成します。

▼助成対象者

- 次の①～③の条件を満たす満65歳以上の人
- ①市内に住所を有していること／②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳（聴覚障がい）の交付対象とならない聴力レベルであること／③日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医により、補聴器の装用が必要であると判断されていること

▼助成上限額 1人につき3万円

▼申請方法 補聴器を購入する前に、助成金交付申請書と必要書類（市ホームページや電話等で確認）を提出してください。

▼受付開始 8月1日（木）

※先着順、予算が無くなり次第終了します。

■問い合わせ・申請先 介護福祉課（市役所1階、☎40-7072）



不明な点は
お問い合わせを

国民健康保険・国民年金に関するお知らせ

国民健康保険料の納入通知書を発送します 発送日…7月12日（金）ごろ

発送から届くまでに数日かかる見込みです。ご了承ください。

失業による収入減少などを理由とした保険料の減免について、相談に応じています。第1期分からの減免は、第1期納期限（7月31日（水））が申請期限です。

※納付相談や分割納付の手続きは収納課（市役所2階）で行ってください。

▼その他 新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険料の減免について、令和5・6年度は実施しませんが、令和4年度の減免は7月31日（水）まで受け付けています。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（市役所1階、☎40-7045）

被保険者証が新しくなります

国民健康保険被保険者証が8月1日（木）から更新されることに伴い、新たな保険証を7月下旬に被保険者ごとに特定記録で発送します。新しい保険証の色は「水色」で、有効期限は一部（途中で75歳に達する人など）を除き、令和7年7月31日です。

また、令和6年12月2日から現行の保険証は発行しませんが、マイナンバーカードを保険証として利用できるよう準備をお願いします。

【加入者情報（マイナンバー下4桁）の通知】

新しい保険証と一緒に、加入者情報を通知します。市が把握している情報が正しく登録されているかを、確認していただき、安心してマイナンバーカードを保険証として利用できるようにすることを目的としています。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（☎40-7045）

限度額適用認定証の更新について

現在発行している「限度額適用認定証」の有効期間は7月31日（水）までです。

更新時の窓口混雑回避のため、8月1日（木）以降も交付対象で、かつ6月7日時点で「限度額適用認定証」を持っている人には、6月下旬に申請書を郵送しています。申請書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。

※70歳～74歳で所得区分が「一般」と「現役並みⅢ」の人は、医療機関に保険証を提示することで自己負担限度額が適用されるため、申請は不要です。新規での申請を希望の人は、お問い合わせを。

限度額認定証の更新の案内は今年度で最後となります。マイナ保険証を利用すれば、限度額認定証を発行しなくても高額医療費における限度額を超える支払いが免除されます。

■問い合わせ先・申請先 国保年金課国保給付係（☎40-7047）

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人には、申請により免除・猶予される制度があります。

①免除・納付猶予申請…令和6年度分（7月～令和7年6月分）の保険料について、全額免除、一部免除、納付猶予の申請を受け付けています。※申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

②継続免除申請…令和5年7月～令和6年6月の保険料が全額免除または納付猶予に承認された人で、今年の7月分以降も同じ免除区分で継続申請した人は、あらかじめ手続きを行う必要はありません（ただし、別住所の配偶者は申し出が必要）。

失業や天災等の理由で全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は、再度申請してください。

▼必要書類 基礎年金番号かマイナンバーを確認できる書類／本人確認ができる書類／失業した人は離職票等

※①・②のいずれも個人住民税（市民税・県民税）の申告が必要です。

■問い合わせ・申請先 国保年金課国民年金係（☎40-7048）、岩木総合支所民生課（☎82-1628）、相馬総合支所民生課（☎84-2113）、弘前年金事務所（外崎5丁目、☎27-1339）

国民年金の手続きを電子申請できます

マイナンバーカードを持っている人は、スマートフォンやパソコンで手続きができます。詳しくは日本年金機構ホームページを確認してください。

▼申請可能な手続き 資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請など

■問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）